

エブリワン

ケイマン諸島籍／オープンエンド型契約型外国投資信託／円建て

運用報告書(償還報告書) (全体版)

作成対象期間
第 20 期

(自:2018年7月1日)
(至:2019年6月11日)

信託終了日 2019年6月11日

管理運用会社

スパークス・オーバーシーズ・リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、エブリィワン（以下「ファンド」といいます。）は、2019年6月11日に償還いたしましたので、ここに、運用状況をご報告申し上げます。これまでファンドをご愛顧頂き、まことにありがとうございました。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

| | | |
|-----------|---|---|
| ファンド形態 | ケイマン諸島籍／オープンエンド型契約型外国投資信託／円建て | |
| 信託期間 | ファンドは、管理運用会社が受託会社の合意をもってファンドの期間を一定期間（ケイマン諸島法で許容される最大まで）延長することを決定しないかぎり、信託証書の日付（1999年6月11日）から20年後に自動的に終了されます。（なお、ファンドは、1999年7月2日に運用が開始されました。） ファンドは、2019年6月11日に償還いたしました。 | |
| 繰上償還 | 受託会社は、以下の場合、ファンドを終了させることができます。 <ul style="list-style-type: none">● 管理運用会社が強制的に解散させられた場合● 受託会社の見解によれば、管理運用会社がその義務を適当に履行することができない場合● 管理運用会社がファンドの管理運用会社としての行為を中止し、受託会社が続く30日の期間に、管理運用会社の後継者を任命することができなかった場合 管理運用会社は、以下の場合、ファンドを終了させることができます。 <ul style="list-style-type: none">● ファンドの純資産総額が2億円を下回った場合● ファンドの存続が違法であるとされる法律が採択された場合● 管理運用会社の見解によれば、ファンドの存続が不得策で非実際的であるとみなされる場合 | |
| 運用方針 | 日本の株式市場の騰落または金利の動向に関わりなく、投資元本を維持することを目指しつつ、投資元本の成長を提供することを目的とします。その目的達成のため、過小評価されている日本の株式等の買付け（ロング）および過大評価されている魅力の乏しい日本の株式の空売り（ショート）を行います。 | |
| 主要投資対象 | 管理運用会社は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「投資運用会社」といいます。）の助言を受けて、主として日本の普通株式およびこれに関するデリバティブ証書についてレバレッジを設定し、リスク管理されたロング・ポジションとショート・ポジションを設定することによって、ファンドの投資目的を達成することを追求します。ロング・ポジションは、普通株式および転換社債、ワラントおよびオプションなど普通株式を対象証券とする円建てのさまざまなデリバティブ証書からなります。ロング・ポジションは、日本の金融商品取引所に上場されている有価証券および未上場有価証券（ただし、店頭取引されるものに限ります。）を含みます。 | |
| ファンドの運用方法 | 管理運用会社は、ファンドに対し、管理・運用業務を提供しています。 投資運用会社は、管理運用会社に継続的に投資方針ガイダンスを提供するとともに、ファンドのポートフォリオの投資助言を行っています。 投資運用会社は、特定の投資案件助言のため「投資政策委員会」を活用しています。「投資政策委員会」は、原則として月2回開催するほか、市況の変化など必要に応じ臨時に開催します。ファンドマネージャーは、「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、実際の投資活動を行います。 「投資政策委員会」は、運用調査部門、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成されています。 | |
| 主な投資制限 | ロング・ポジション | ファンドのロング・ポジションによる投資価額はファンド純資産価額の100%を超えることができません。また、一つの会社または団体の発行する証券についてのファンドのロング・ポジションは、ファンド純資産価額の20%を超えないものとします。 |
| | ショート・ポジション | ファンドは、ファンド純資産価額の100%を超えて空売りをしません。さらに、ファンドの保有する一発行会社が発行した証券のショート・ポジションの価額は、ファンド純資産価額の10%を超えることができません。 |
| | レバレッジ | ファンドの投資金額はファンド純資産価額の200%を超えることができません。 |
| 分配方針 | ファンドの方針は、収益を累積することです。通常の状態においては分配を行うことは予定されていません。従って、ファンドが受領した収益（配当、利息、その他の形式を問いません。）は、累積されファンド証券の純資産価格に反映されます。 | |

I. ファンドの設定から前期までの運用の経過

設定（1999年7月）から2005年12月

2000年初頭にかけてIT関連業界を中心にブーム的に株価評価が高まりその後大きく下落したドットコム・バブル（ITバブル）の崩壊、2003年に不良債権処理に苦しむ銀行に対する信用不安を背景にした金融危機によって日本株式市場は大きく下落しました。ファンドの基準価格も設定価格の10,000円を割り込む局面もありましたが、業界内で勝ち組企業をロング投資、負け組企業をショート投資することで投資リターンを獲得したこと、2001年12月に世界貿易機構（WTO）に加盟した後、急速な成長を遂げた中国経済の成長に牽引され世界的に経済成長率が高まったことで株式市場が大きく上昇したこともプラスに働き、良好な投資パフォーマンスとなりました。

2006年1月から2011年12月

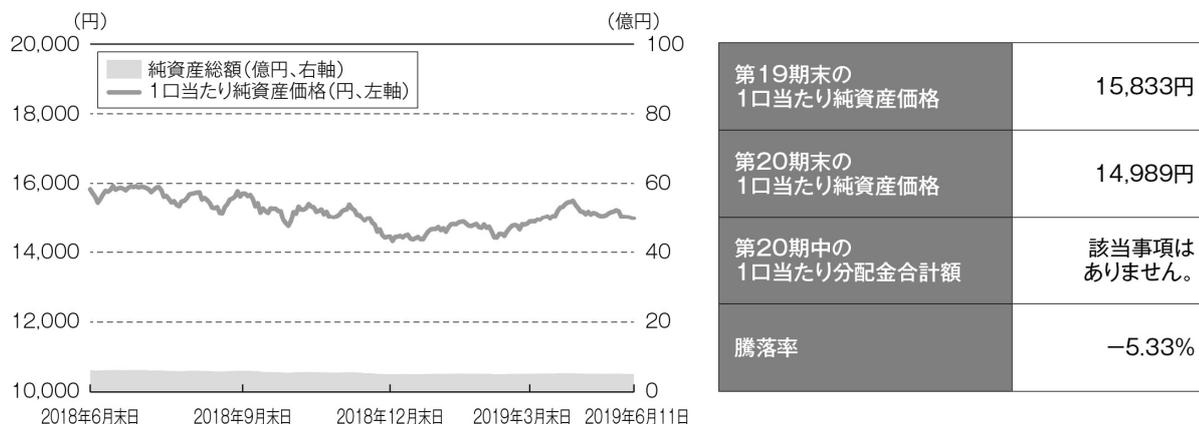
当時、新進気鋭の成長企業と見られていたライブドア社が証券取引法違反の疑いで東京地検に強制捜査されたことをきっかけに新興株市場が大きく下落し（ライブドア・ショック）、高い成長性を評価して投資していた中小型株に対する評価が下がったこと、また2008年には米国の住宅向けへの乱脈融資を背景に世界的な金融危機（リーマン・ショック）が発生し日本株式市場は大きく下落しました。その後もギリシャを中心に欧州周辺国の国債に対する信用リスクが発生し欧州の統一通貨ユーロに対する信認の低下によって世界経済が混乱したことなど、企業を取り巻く外部環境の大きな変化によって銘柄選択効果が十分に発揮できなかったことで、ファンドの投資パフォーマンスは悪化しました。

2012年1月から前期末（2018年6月30日）

総選挙によって政権を奪還した自民党総裁安倍首相による通貨安、金融緩和、成長政策を3つの矢と称した経済政策（アベノミクス）によって日本経済は活気を取り戻しデフレ経済からの脱却の可能性が出てきたことで、株式市場や不動産市場は活況となり資産価格は上昇しました。安定的な通貨政策を背景に製造業を中心に企業が設備投資計画を立て易くなったことも日本企業の活動にはプラスに働きました。また2014年から金融庁が定めたスチュワードシップ・コードによって企業のガバナンス意識が高まり、経営に緊張感が高まったことが日本企業の評価を世界的に見直す契機となりました。このような環境のなか企業価値を軸としたファンドの投資がロング、ショートの両サイドで効果を発揮しプラスの成果を得ることが出来ました。

Ⅱ. 当期の運用の経過等

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について



(注1) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

なお、ファンドに分配金の支払い実績はありません。

(注2) ファンドにベンチマークは設定されていません。

(注3) 1口当たり償還金は、14,988.62円でした。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンドは、日本の株式に投資しています。当該期間を通じて30%程度のネット・ポジション(※)を保有していたことから日本株式市場が下落したことはマイナスに働き、ロング投資のうち主に半導体・製造装置、機械・造船セクターの個別銘柄が下落したこと、ショート投資のうち主に健康・娯楽、サービス業の個別銘柄が上昇したことが1口当たり純資産価格の下落要因となりました。

※ネット・ポジション=ロング・ポジション-ショート・ポジション

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

当期の日本株式市場はファンドの参考指数であるTOPIXで見ると、期首に比べ9.8%の下落となりました。

局面毎の主な変動要因は下記の通りです。

(期首～2018年12月)

保護貿易主義の台頭により世界経済の先行きに関して懸念が高まったものの、為替市場での緩やかな円安進行と良好な企業業績に支えられ、日本株式市場は10月半ばまで概ねボックス圏で推移しましたが、米国の金利上昇による世界経済への下押し懸念、貿易摩擦の深刻化による中国経済の減速を懸念して、年末にかけて大幅に下落しました。

(2019年1月～期末)

1月に米国連邦準備制度理事会(FRB)議長が利上げに慎重な発言を行ったことをきっかけに日本を含めた世界の景気に対する過度な懸念が薄らいだこと、米中貿易摩擦をめぐる報道が沈静化したことなどから、日本株式市場は反発しましたが、5月に米国がファーウェイなど中国の通信機メーカーに対して輸出規制を発表したことで再び世界経済の不確実性が高まり低水準で推移しました。

■ポートフォリオについて

ファンドでは株価に対して企業の価値が割安な銘柄にロング・ポジションで投資を行い、反対に割高な銘柄にショート・ポジションで投資を行うことで株式市場の影響を小さくしながら個別銘柄投資の成果を享受できるようポートフォリオを構築しています。

当期においては、期首は企業業績の堅調さを評価してネット・ポジション（※）を40%程度と高めの水準とし株式市場の上昇を享受できる状態としていましたが、株式市場が大きく上昇したことで個別企業の株価バリュエーションに割安さが薄れたと判断したこと、先行きの業績に対する不確実性が高まったと判断しロング投資の一部を利益確定のため売却したことで12月末にかけてネット・ポジション（※）を20%前半まで引下げました。その後は株式市場の下落によって投資魅力が増したと判断しネット・ポジション（※）を概ね30%前後で推移させました。

※ネット・ポジション＝ロング・ポジション－ショート・ポジション

（主なプラス要因）

- ・ロング・ポジションでは、アジャイル型開発の浸透により管理ソフトウェアの販売に対する高い成長が期待されたリックソフト、ボランタリーチェーン店への材料供給で製造固定費を抑えつつ関東圏以外への出店余地が大きいラーメンチェーンを運営するギフトが上昇しプラスに寄与しました。
- ・ショート・ポジションでは、北米のプラント建設でコストが当初計画を大きく上回ったことで巨額の損失を計上したプラントエンジニアリング企業、化粧品関連の広告掲載ビジネスだけでなく販売促進全体への事業領域拡張戦略が難航し業績が計画を大きく下回っている企業の株価が下落しプラスに寄与しました。

（主なマイナス要因）

- ・ロング・ポジションでは、半導体の需要見通しの減少と価格下落によりシリコンウェーハの需給環境がピークアウトすることを懸念されたSUMCO、原材料のガソリン価格への転嫁はうまく機能しているものの原油価格が下落することで評価益が減少し減益となったJXTGホールディングスの株価が下落しマイナスに影響しました。
- ・ショート・ポジションでは、売上の伸び率は高いもののサービスの持続性に信頼がおけないことからショート投資していたITサービス企業の広告売上の成長性の高さに注目が集まったこと、開発していた遺伝子治療薬が条件付ながら厚生労働省に承認されたことで新薬による業績回復を期待された製薬企業の株価が上昇したことがマイナスに影響しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券等の組入れはありません。

■今後の運用方針

ファンドは、2019年6月11日に償還いたしました。

(2) 費用の明細

| 項目 | 項目の概要 | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|------------------|--------|---------|---------------|----------------|--------------------------|----------------|--------------------------|---------|--------------------------|
| 管理運用報酬 | <p>純資産総額の年率1.5%（四半期毎に後払い）</p> <p>管理運用会社は、ファンド資産の管理運用業務およびファンド証券の発行・販売・買戻業務、代行協会業務（目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務およびこれらに付随する業務）ならびに投資運用・投資助言業務の対価として、管理運用報酬を受領し、管理運用報酬から、投資運用会社および日本における販売会社に対する報酬を支払います。</p> <p>代行協会は、管理運用会社から、下記の代行協会報酬を受領することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの年間平均純資産残高部分</th> <th>代行協会報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.5%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上300億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上</td> <td>年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30%</td> </tr> </tbody> </table> | ファンドの年間平均純資産残高部分 | 代行協会報酬 | 100億円未満 | 年間平均残高部分×0.5% | 100億円以上300億円未満 | 年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10% | 300億円以上500億円未満 | 年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20% | 500億円以上 | 年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30% |
| ファンドの年間平均純資産残高部分 | 代行協会報酬 | | | | | | | | | | |
| 100億円未満 | 年間平均残高部分×0.5% | | | | | | | | | | |
| 100億円以上300億円未満 | 年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10% | | | | | | | | | | |
| 300億円以上500億円未満 | 年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20% | | | | | | | | | | |
| 500億円以上 | 年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30% | | | | | | | | | | |
| 実績報酬 | <p>当該会計年度における最終評価日の1口当りの買戻価格が、それに先立つ各会計年度における最終評価日の1口当りの買戻価格のうち最も高い金額を超えた場合、その超過金額の20%に相当する金額を、各会計年度最終評価日後速やかに後払いします。なお、実績報酬は、管理運用会社がファンド資産の管理運用業務の対価として、受領します。未払いの実績報酬は、各評価日の1口当たり純資産価格の計算時に計算されます。</p> <p>（注）「評価日」とは、原則として、日本および香港の銀行の通常営業日（土曜日を除きます。）をいいます。</p> | | | | | | | | | | |
| 受託会社報酬 および登録事務 代行会社報酬 （※） | <p>受託会社および登録事務代行会社は、ファンドの受託業務および登録事務代行業務の対価として、下記のとおり報酬を受領します。</p> <p>(i) 固定年間保管・サービス報酬およびプライム・ブローカーに委託されている総資産額に基づく金額、ならびに各評価日に発生し月毎に後払いされる受託会社の代理人に委託されている総資産額に基づく金額（毎月最低1,000米ドル）</p> <p>(ii) 各評価日に発生し、月毎に後払いされる純資産額に基づく年間管理事務報酬（毎月最低受領額8,000米ドル）</p> <p>(iii) 投資資産の売買についての固定の取引報酬</p> <p>(iv) ケイマン諸島金融庁に提出する年間税務申告書類の作成についての固定報酬</p> | | | | | | | | | | |
| プライム・ブローカレッジ報酬（※） | <p>ファンドまたはファンドの子会社の勘定に寄与する前貸し金の利息およびファンドまたはファンドの子会社のために行う空売りのための借株手数料を、借株業務の対価として、プライム・ブローカーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルに支払います。また、さらに他の報酬が取引額に応じて請求されます。</p> | | | | | | | | | | |
| 監査報酬（※） | <p>ファンドは、ファンドの監査人としてアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドを任命し、その年次監査に関して報酬を支払います。これらの報酬は、監査を行う監査人の仕事のレベルによって、年毎に異なります。</p> | | | | | | | | | | |
| 専門顧問報酬（※） | <p>ファンドは、弁護士その他の専門顧問を随時雇用することができます。これらの報酬は、業務を提供する専門顧問が請求する通常の商業レートで支払われます。一般に、当該報酬は、特定の事柄に関して発生し、事柄の複雑性および要した時間により異なります。</p> | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料（当期）（※） | <p>2.39%</p> <p>支払配当金、保管報酬、配当源泉税、償還費用、その他費用（受託会社の年間報酬を除く。）</p> | | | | | | | | | | |

（注1）（※）を付した報酬・費用は、ファンドの規模や運用による取引量に応じて異なりますので、事前に料率や上限額を表示できません。

（注2）上記の手数料・報酬等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

（注3）各報酬については、有価証券報告書に定められている料率を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅲ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

| | 純資産総額 (単位：千円) | 1口当りの純資産価格 (単位：円) |
|--------------------------|------------------|----------------------|
| 第11会計年度末 (2010年6月30日) | 4,802,632 | 9,780 |
| 第12会計年度末 (2011年6月30日) | 4,377,086 | 10,627 |
| 第13会計年度末 (2012年6月30日) | 3,492,501 | 9,171 |
| 第14会計年度末 (2013年6月30日) | 1,774,468 | 12,234 |
| 第15会計年度末 (2014年6月30日) | 1,490,610 | 12,906 |
| 第16会計年度末 (2015年6月30日) | 1,207,305 | 14,124 |
| 第17会計年度末 (2016年6月30日) | 784,529 | 12,668 |
| 第18会計年度末 (2017年6月30日) | 743,660 | 13,974 |
| 第19会計年度末 (2018年6月30日) | 627,428 | 15,833 |
| 第20会計年度末 (2019年6月11日) | 513,151 | 14,989 (注) |
| 2018年7月末日 | 627,969 | 15,905 |
| 8月末日 | 610,321 | 15,744 |
| 9月末日 | 608,995 | 15,710 |
| 10月末日 | 565,269 | 15,177 |
| 11月末日 | 563,332 | 15,256 |
| 12月末日 | 513,055 | 14,450 |
| 2019年1月末日 | 522,592 | 14,723 |
| 2月末日 | 521,033 | 14,720 |
| 3月末日 | 525,430 | 14,886 |
| 4月末日 | 537,240 | 15,502 |
| 5月末日 | 525,993 | 15,199 |
| 6月11日 | 513,151 | 14,989 (注) |

(注) 1口当り償還金は、14,988.62円でした。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記各会計年度の販売および買戻しの実績および下記各会計年度末現在の発行済口数は、次のとおりです。

| | 販売口数 | 本邦内における | 買戻し口数 | 本邦内における | 発行済口数 | 本邦内における |
|--|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 販売口数 | | 買戻し口数 | | 発行済口数 |
| 第11会計年度 (2009年7月1日から 2010年6月30日まで) | 230 | 230 | 63,685 | 63,685 | 491,083 | 491,083 |
| 第12会計年度 (2010年7月1日から 2011年6月30日まで) | 1,690 | 1,690 | 80,900 | 80,900 | 411,873 | 411,873 |
| 第13会計年度 (2011年7月1日から 2012年6月30日まで) | 0 | 0 | 31,040 | 31,040 | 380,833 | 380,833 |
| 第14会計年度 (2012年7月1日から 2013年6月30日まで) | 0 | 0 | 235,792 | 235,792 | 145,041 | 145,041 |
| 第15会計年度 (2013年7月1日から 2014年6月30日まで) | 0 | 0 | 29,542 | 29,542 | 115,499 | 115,499 |
| 第16会計年度 (2014年7月1日から 2015年6月30日まで) | 0 | 0 | 30,020 | 30,020 | 85,479 | 85,479 |
| 第17会計年度 (2015年7月1日から 2016年6月30日まで) | 0 | 0 | 23,551 | 23,551 | 61,928 | 61,928 |
| 第18会計年度 (2016年7月1日から 2017年6月30日まで) | 0 | 0 | 8,710 | 8,710 | 53,218 | 53,218 |
| 第19会計年度 (2017年7月1日から 2018年6月30日まで) | 0 | 0 | 13,589 | 13,589 | 39,629 | 39,629 |
| 第20会計年度 (2018年7月1日から 2019年6月11日まで) | 0 | 0 | 5,393 | 5,393 | 34,236 | 34,236 |

(注) 第20会計年度末の受益証券（発行済口数34,236口）は、2019年6月11日にすべて償還されました。

IV. ファンドの経理状況

- (1) 本書記載のエブリィワン（以下「ファンド」という。）の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して作成されている。この財務書類は、2018年7月1日から2019年6月11日（償還日）までの期間に関する年次報告書中の財務書類を翻訳したものであり、日本の会計基準に準拠して作成されている。
- (2) ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- (3) ファンドの財務書類は日本円で表示されている。

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中
エブリワン (償還)

連結財務書類の監査に関する報告書

意見

我々は、エブリワン及びその子会社（償還）（以下、総称して「ファンド」という。）の2019年6月11日（償還日）現在の連結貸借対照表ならびに2018年7月1日から2019年6月11日（償還日）までの期間についての連結損益及び剰余金計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む連結財務書類に対する注記からなる本連結財務書類について監査を実施した。

我々の意見では、本連結財務書類は、日本で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、2019年6月11日（償還日）現在のファンドの財務状態ならびに2018年7月1日から2019年6月11日（償還日）までの期間における運用成績及びキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示している。

強調事項

2019年6月11日終了期間の連結財務書類は継続企業的前提で作成されていない旨が記載されている連結財務書類注記1に対して、我々は注意を喚起する。我々の監査意見は、当該事項により修正されるものではない。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく我々の責任は、我々の報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

本連結財務書類に対する経営陣及び受託会社の責任

経営陣は、日本で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して本連結財務書類を作成し適正に表示することならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない連結財務書類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に対して責任を負う。

連結財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

受託会社は、ファンドの財務報告の過程を監督する責任を負う。

本連結財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の報告は、全体としての貴殿に対してのみなされるものであり、その他のいかなる目的のためでもない。我々は、当該報告書の内容について、その他のいかなる者に対しても責任を負わない。

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、連結財務書類に全体として重大な虚偽表示がないか否かについて合理的な保証を得ること、及び監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は、高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して実施される監査が、重大な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該連結財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。我々はまた、

- 不正によるか誤謬によるかを問わず、連結財務書類における重大な虚偽表示のリスクを認識及び評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定及び実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重大な虚偽表示を発見しないリスクは、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重大な虚偽表示に比べて、より高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積り及び関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性について結論を下す。当該基準の採用が不適切であり、経営陣が別の会計基準を採用する場合、我々は、経営陣が別の会計基準を採用した適切性について結論を下す。我々はまた、別の会計基準およびその採用の理由について記載している開示の十分性を評価する。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。
- 開示を含む連結財務書類の全体的な表示、構成及び内容について、また、連結財務書類が、適正な表示を実現する方法で対象となる取引及び事象を表しているかについて評価する。
- 連結財務書類に対する意見を表明するため、ファンド内の企業および事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を収集する。我々は、グループ監査の指示、監督及び実施について責任を有する。我々は、我々の監査意見について単独で責任を負う。

我々は受託会社に、特に、計画した監査の範囲及び実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査発見事項に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2019年11月8日



Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Camana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY1-1106
CAYMAN ISLANDS

Tel: +1 345 949 8444
Fax: +1 345 949 8529
ey.com

Independent Auditors' Report

The Trustee
EVERYONE (In liquidation)

Report on the Audit of the Consolidated Financial Statements

Opinion

We have audited the consolidated financial statements of EVERYONE and its subsidiary (In liquidation) (collectively, the "Fund") which comprise the consolidated balance sheet as at June 11, 2019 (date of termination) and the consolidated statement of operations and retained earnings for the period from July 1, 2018 to June 11, 2019 (date of termination), and notes to the consolidated financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at June 11, 2019 (date of termination) and its financial performance for the period from July 1, 2018 to June 11, 2019 (date of termination) in accordance with accounting principles generally accepted in Japan.

Emphasis of Matter

We draw attention to note 1 to the consolidated financial statements which describes that the consolidated financial statements for the period ended June 11, 2019 have not been prepared on a going concern basis. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.



Responsibilities of Management and the Trustee for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Trustee is responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.



- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting. When such use is inappropriate and management uses an alternative basis of accounting, we conclude on the appropriateness of management's use of the alternative basis of accounting. We also evaluate the adequacy of the disclosures describing the alternative basis of accounting and reasons for its use. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.
- Obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities or business activities within the Fund to express an opinion on the consolidated financial statements. We are responsible for the direction, supervision and performance of the group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with the Trustee regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

November 8, 2019

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

エブリィワン（償還）

連結貸借対照表

2019年6月11日（償還日）

| | 注 | 2019年 6月11日現在 千円 | 2018年 6月30日現在 千円 |
|----------------|----|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び現金等価物 | | 520,711 | 37,487 |
| 投資持分証券、公正価値 | 5 | — | 412,542 |
| 投資デリバティブ契約 | 6 | — | 200 |
| 未収配当金 | | 1,961 | 1,077 |
| ブローカーに対する債権 | 8 | 4,691 | 360,561 |
| 流動資産合計 | | <u>527,363</u> | <u>811,867</u> |
| 資産合計 | | <u><u>527,363</u></u> | <u><u>811,867</u></u> |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 空売り投資有価証券、公正価値 | 5 | — | 154,377 |
| 未払配当金 | | 804 | 163 |
| 買戻未払金 | | 515,701 | — |
| 未払実績報酬 | 10 | — | 18,697 |
| 管理運用会社に対する債務 | 10 | 1,603 | 2,616 |
| 未払弁護士報酬 | | 1,858 | — |
| 未払費用及びその他負債 | | 7,397 | 8,586 |
| 流動負債合計 | | <u>527,363</u> | <u>184,439</u> |
| 負債合計 | | <u><u>527,363</u></u> | <u><u>184,439</u></u> |
| 受益者資本 | | | |
| 資本金 | 3 | — | 396,290 |
| 剰余金 | | — | 231,138 |
| 資本合計 | | <u>—</u> | <u>627,428</u> |
| 受益者資本合計 | | <u>—</u> | <u>627,428</u> |
| 負債及び受益者資本の合計 | | <u><u>527,363</u></u> | <u><u>811,867</u></u> |
| 発行受益証券口数 | 3 | — 口 | 39,629 口 |
| 受益証券1口当り純資産価格 | 7 | — 円 | 15,833 円 |

以下は、2019年6月11日（償還日）現在の最終分配の認識前の情報である。

| | |
|---------------|---------------|
| 受益証券口数 | 34,236 口 |
| 受益証券1口当り純資産価格 | 14,988.6248 円 |
| 純資産価額 | 513,150,559 円 |

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

(2) 損益計算書

エブリワン（償還）

連結損益及び剰余金計算書

2018年7月1日から2019年6月11日（償還日）までの期間

| | 注 | 2018年7月1日 から2019年6月 11日までの期間 千円 | 2018年6月30日 終了年度 千円 |
|---------------------------------|----|--|--------------------------|
| 運用収益 | | | |
| 受取配当金 | | 6,358 | 9,108 |
| 投資有価証券にかかる実現純利益及び 未実現純評価益の変動 | | 3,749 | 146,990 |
| 運用収益合計 | | <u>10,107</u> | <u>156,098</u> |
| 運用費用 | | | |
| 管理運用会社報酬 | 10 | 7,927 | 10,809 |
| 管理事務報酬 | 10 | 10,307 | 10,716 |
| 借株手数料 | 10 | 5,708 | 6,474 |
| 実績報酬 | 10 | 5 | 20,624 |
| 受託会社報酬 | 10 | 1,269 | 1,320 |
| 監査報酬 | | 4,400 | 4,655 |
| 支払配当金 | | 2,163 | 2,650 |
| 保管報酬 | 10 | 333 | 381 |
| 配当源泉税 | | 974 | 1,395 |
| 償還費用 | | 492 | — |
| その他費用 | | 8,847 | 6,603 |
| 運用費用合計 | | <u>42,425</u> | <u>65,627</u> |
| 運用純（損失）／利益 | | <u>(32,318)</u> | <u>90,471</u> |
| 経常（損失）／利益 | | <u>(32,318)</u> | <u>90,471</u> |
| 純（損失）／利益 | | <u>(32,318)</u> | <u>90,471</u> |
| 受益証券の消却にかかる平準化 * | | <u>32,336</u> | <u>(16,812)</u> |
| 期首剰余金 | | <u>231,138</u> | <u>211,480</u> |
| 受益証券の消却により生じた剰余金の減少 ** | | <u>(231,156)</u> | <u>(54,001)</u> |
| 期末剰余金 | | <u>—</u> | <u>231,138</u> |

* 受益証券買戻にかかる純利益平準化契約

** 当初発行価格10,000円及び純利益平準化に対する買戻価格の剰余金の総額

添付の注記は、連結財務書類の不可欠な一部である。

エブリワン（償還）

連結財務書類注記

2018年7月1日から2019年6月11日（償還日）までの期間

(1) 概況

エブリワン（以下、「トラスト」という。）は、1999年6月11日付の信託証書により設立された、スパークス・オーバーシーズ・リミテッドを管理運用会社とし、HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドを受託会社とする投資信託である。信託証書はケイマン諸島の法律に準拠している。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に準拠して設定されている。トラストは1999年7月2日に取引を開始し、管理運用会社が受託会社の合意をもってトラストの期間のある期間（ケイマン諸島法で許容される最大まで）延長することを決定しない限り、信託証書の日付から10年間の存続期間を有する。また、管理運用会社は、トラストの純資産額が2000年6月30日以降に2億円を下回った場合、いつでもトラストを終了することができる。2015年3月13日付の英文目論見書に準拠して、管理運用会社及び受託会社は、トラストの存続期間を追加で10年間延長することに合意した。

トラストの管理運用会社は、英国領バージン諸島にある国際的事業会社であるエブリワン・リミテッドを設立した。受託会社は、1999年4月28日にトラストに代わってエブリワン・リミテッドの全株式を保有しており、エブリワン・リミテッドは、トラストのために投資有価証券を保有し、またデリバティブ取引を行っている。

エブリワンとその子会社であるエブリワン・リミテッドを以下総称して「ファンド」という。

ファンドの投資目的は、資本価値の維持のみならず、受益者に投資利益を提供することにある。管理運用会社は、割安な日本株式やデリバティブ商品を識別して購入し、割高で投資価値の低い日本株式を空売りすることにより、これらの目的の達成を目指している。この投資は裁定取引を目的としないため、これらのロング及びショート・ポジションの間には、まったく関連及び連動性がないこともありうる。

ファンドの投資運用会社はスパークス・アセット・マネジメント株式会社であり、プライム・ブローカーはゴールドマン・サックス・インターナショナルである。

2007年6月30日終了年度から、連結財務書類の作成にあたって、日本で一般に公正妥当と認められる会計基準が使用されている。

トラストは、償還日の更なる延長がなければ、信託証書の第27.1条に従い、2019年6月11日付をもって自動的に終了される。トラストの受益者すべてが適切かつ完全にトラストから償還を受けた後、受託会社及び管理会社は、規制されたミューチュアル・ファンドとしてケイマン諸島金融庁に登録されたトラストの登録を取下げ、その後、トラストの登録所の登録を取下げの予定である。

そのため、受託会社及び管理会社は、ファンドの財務書類の会計基準を継続企業ベースから清算ベースに変更している。

当期の作成基準の変更のため、2019年6月11日終了期間の財務書類に表示された金額及び関連する注記は、すべてが継続企業ベースで作成された2018年6月30日終了年度の財務書類から引用された2018年6月30日終了年度が表示された金額と比較できるものではない。償還に関連する見積り費用492,000円は、すべて当期中に調達され、決済された。

(2) 重要な会計方針

| | |
|------------------------|--|
| 2.1. 会計基準 | <p>当連結財務書類は、日本で一般に公正妥当と認められる会計基準（以下「日本会計基準」という。）に準拠して作成されている。</p> <p>当連結財務書類注記には、日本会計基準において要求されていないが追加情報として表示されている情報が含まれている。日本国外の読み手が見慣れている様式で当連結財務書類を表示するために、一定の再分類が行われている。</p> |
| 2.2. 連結範囲 | <p>連結子会社数：1社 連結子会社名：エブリワン・リミテッド</p> |
| 2.3. 連結方針 | <p>当連結財務書類はトラスト及びその子会社の財務諸表を含んでいる。すべての重要な連結会社相互間の債権債務及び取引は連結上相殺消去されている。</p> |
| 2.4. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p><u>公正価値で評価された投資有価証券及び公正価値で評価された空売り有価証券</u> 投資持分証券（空売り有価証券を含む。）は、平均原価法により公正価値で測定される。上場有価証券は、評価日における証券取引所の終値または評価日の評価時点前の最終取引価格で評価される。証券取引所が評価日の評価時点後に終了した場合には、評価日直前の証券取引所終了時の終値を参照して評価する。終値が入手できない場合には、有価証券はその投資の主要な証券取引所における最終の入手可能な売り呼値と買い呼値の仲値で評価する。</p> <p>買い呼値、売り呼値、取引値のわからない有価証券については、管理運用会社の決定した価格を用いる。</p> <p>2018年7月1日から2019年6月11日（償還日）までの期間中に、ファンドは、取引値のわからない有価証券を保有していなかった。</p> |
| 2.5. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p><u>指数オプション</u> ファンドは、デリバティブ活動を時価基準で計上している。市場価値は取引所の取引価額で決定される。</p> <p><u>先物契約</u> 先物契約は、主要な証券取引所における評価日現在の決済価格で評価される。</p> |
| 2.6. 売買利益及び損失の認識 | <p>投資有価証券の売却から発生する実現損益は、取引日基準で計上され、平均原価法に基づいて計算され、連結損益及び剰余金計算書に計上される。投資有価証券に係る未実現評価損益は、連結貸借対照表日における純資産額に含まれ、投資有価証券に係る未実現評価損益の変動額は、連結損益及び剰余金計算書に含まれている。</p> |
| 2.7. 現金及び現金等価物 | <p>現金及び現金等価物とは、銀行預金及び取得日から起算して3ヶ月以内に満期の到来する利付預金をいう。銀行預金は、公正価値で計上されている。</p> |
| 2.8. 配当収入及び費用 | <p>配当収入及び費用は、配当権利落日に計上されている。連結損益及び剰余金計算書において、受取配当金は、回収不能源泉税控除前の金額で、個別に表示されている。</p> |
| 2.9. 外貨建取引 | <p>機能通貨以外の外貨における取引は、取引日の為替レートにより計上される。外貨建の貨幣性資産及び負債は、報告期間末の為替レートにより機能通貨に再換算されている。</p> |

(3) 資本取引

| | 2019年6月11日 (償還日) 現在 | 2018年 6月30日現在 |
|-------------------------------|------------------------|------------------|
| 1. 発行済み受益証券 | 受益証券口数 | 受益証券口数 |
| 期首 | 39,629 | 53,218 |
| 受益証券買戻 | (39,629) | (13,589) |
| 期末 | — | 39,629 |
| 2. 資本※ | 千円 | 千円 |
| 期首 | 396,290 | 532,180 |
| 受益証券買戻 | (396,290) | (135,890) |
| 期末 | — | 396,290 |
| ※受益証券1口当り10,000円(当初募集価格)とみなす。 | | |

(4) 分配

2019年6月11日終了期間において、分配金は支払われなかった(2018年6月30日終了年度:該当なし)。

ファンドの方針は、収益を積み上げることである。通常の状態において利益の分配を行うことを提案しない。したがって、ファンドが受領したどのような収益であれ(配当金、利息、その他)ファンドに留保され、ファンドの純資産額に反映される予定である。

(5) 金融商品

5.1. 金融商品の状況に関する事項

| 内容 | |
|----------------------|---|
| I) 金融商品に対する取組方針 | トラストは、規制されたミューチュアル・ファンドとして登録されたケイマン諸島の投資信託である。投資目的は、英文目論見書及び信託証書に記載されている。 |
| II) 金融商品の種類及びリスク | <p>i. 金融商品の種類</p> <p>2019年6月11日終了期間中にファンドが投資した金融商品の種類は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・有価証券 2019年6月11日現在、すべての有価証券が売却されたため、「未監査投資有価証券明細表」に表示する有価証券はなかった。・デリバティブ商品 デリバティブ商品は、ファンドの投資戦略の遂行のために活用される。2019年6月11日現在、すべてのデリバティブ商品が売却されたため、デリバティブ商品は保有されていなかった。・現金及び現金等価物 <p>ii. 金融商品のリスク</p> <p>ファンドの活動は、下記のリスクにさらされている。</p> <ul style="list-style-type: none">A) 市場リスク<ul style="list-style-type: none">－価格リスク－金利リスク－為替リスクB) 流動性リスクC) 信用リスク |
| III) リスク管理体制 | 投資運用会社は、日々のリスク管理プロセスにおいて、ファンドにおけるリスクを抑えることを目指す。投資運用会社のリスク管理チームは、リスクの監視を担当する。 |
| IV) 金融商品の評価についての補足説明 | ファンドの資産は、市場で値付けされた投資有価証券の価額に基づいて評価される。投資評価のための相場価格が入手できない場合には、合理的に査定された価格に基づいて計算される。この場合、他の評価方法で算出される価格とは異なることがある。デリバティブ取引の契約価格は、注記6「デリバティブ取引」において開示されているデリバティブ取引の市場リスクに対するエクスポージャーの指標ではない。 |

5.2. 金融商品の時価

| 内容 | |
|-----------------------|---|
| I) 貸借対照表における金額、時価及び差額 | 原則的に、ファンドが保有するすべての金融商品は時価評価されており、連結貸借対照表における金額と時価に差はない。 |
| II) 時価の算定方法 | <p>i. 有価証券 有価証券の評価方法は「(2) 重要な会計方針 2.4. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載されている。</p> <p>ii. デリバティブ商品 デリバティブ商品の評価方法は「(2) 重要な会計方針 2.5. デリバティブの評価基準及び評価方法」に記載されている。</p> <p>iii. その他の金融商品 その他の金融商品は、帳簿価格で評価される。</p> |

5.3. 投資有価証券に対する注記

売買目的有価証券

| 種類 | 2019年6月11日（償還日） 現在の公正価値（千円） | 2019年6月11日（償還日） 現在の未実現利益（千円） |
|--------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 普通株式 | — | — |
| 合計 | — | — |
| 空売り有価証券－普通株式 | — | — |
| 合計 | — | — |

| 種類 | 2018年6月30日現在の 公正価値（千円） | 2018年6月30日現在の 未実現利益（千円） |
|--------------|---------------------------|----------------------------|
| 普通株式 | 412,542 | 67,196 |
| 合計 | 412,542 | 67,196 |
| 空売り有価証券－普通株式 | (154,377) | 7,323 |
| 合計 | (154,377) | 7,323 |

(6) 投資デリバティブ契約

通常の業務において、ファンドは、投資活動の際にデリバティブ金融商品と関連する取引を行う。ファンドが保有するデリバティブ契約は、先物契約である。概して、デリバティブ契約はファンドの投資戦略の構成要素として機能し、主に、ファンドの業績を向上させるため、組織的な投資を行うために使用される。

デリバティブ契約は、市場、信用及び流動性リスクを含むデリバティブ以外の金融商品と同様に、さまざまなリスクを有している。全体的なリスク管理方針の一環として、ファンドはこれらのリスクならびに投資活動に関連するリスクを総合的に管理しており、その他のカテゴリーの投資からデリバティブ損益を利益の表示目的で区別することはない。

6(a) 2019年6月11日（償還日）及び2018年6月30日現在のオプション契約の公正価値に関する情報

2019年6月11日（償還日）及び2018年6月30日現在、オプション契約はなかった。

6(b) 2019年6月11日（償還日）及び2018年6月30日現在の先物契約の公正価値に関する情報

2019年6月11日（償還日）現在、先物契約はなく、2018年6月30日現在の先物契約は下表のとおりであった。

| 銘柄 | 契約価格 (千円) | 2018年6月30日現在の 決済価格 (千円) | 2018年6月30日現在の 未実現利益 (千円) |
|--|--------------|----------------------------|-----------------------------|
| 日経225指数 (OSE) 先物 2018年9月 09/13/2018 | — | 200 | 200 |
| 合計 | — | 200 | 200 |

(注)

1. 指数先物の評価

指数先物は、主要な証券取引所より与えられた評価日現在の決済価格で評価される。

2. 指数先物の残高は、満期日における決済価格と等しい契約価格で開示されている。

3. 各金額または評価額にブローカー報酬は含まれていない。

4. 合計の欄における各金額または評価額は、累積額または期末現在保有されている有価証券の評価額である。

5. 残存期間が1年を超える契約はない。

(7) 受益証券1口当りの情報

| | 2019年6月11日 (償還日) 現在 | 2018年 6月30日現在 |
|---------------|------------------------|------------------|
| 受益証券1口当り純資産価格 | — | 15,833円 |

(8) オフ・バランス・シート・リスクまたは信用リスクの集中のある金融商品

ブローカーに対する債権債務の金額には、連結貸借対照表日現在、未決済の有価証券取引についてのファンドのプライム・ブローカーに対する未収入金あるいは未払金が含まれている。ファンドの有価証券取引は通常、実質的にすべての資産を有価証券の借入あるいは他の金融取引の為にブローカーに委託するというプライム・ブローカー契約に基づき、ゴールドマン・サックス・インターナショナルにより決済されている。

2019年6月11日（償還日）現在、プライム・ブローカーが保有している4,691,195円（2018年6月30日：359,334,956円）の現金は、ショート・ポジションが終了するまで使用制限がなされていた。残りの0円（2018年6月30日：1,226,480円）は、プライム・ブローカーから支払われるべき0円（2018年6月30日：2,566,707円）からプライム・ブローカーに支払うべき0円（2018年6月30日：1,340,227円）を差し引いた残高である。その引出または使用については制限がなされていなかった。ファンドの償還によってすべての有価証券が売却されたため、2019年6月11日（償還日）現在、有価証券はなかった。2018年6月30日現在、すべての有価証券は、有価証券空売り取引の担保の為、プライム・ブローカーによって保有されていた。

空売り投資有価証券（以下「空売り」という）は、連結貸借対照表上、負債として計上されている。空売りとは、ファンドが未だ保有していない有価証券を市場における時価で購入するファンドの義務である。従って、ファンドの義務の履行によりオフ・バランス・シート・リスクをもたらすこれらの取引は、連結貸借対照表上認識されている金額を超えることがありうる。

2019年6月11日（償還日）現在、すべての有価証券は売却されていた。さらに、すべての現金及び現金等価物はHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッドに預けられていた。

2018年6月30日現在、ファンドは英国のプライム・ブローカーに対し個別のカウンターパーティ信用リスクを有していた。さらに、すべての現金及び現金等価物はHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッドに預けられていた。

(9) 関連当事者取引

ファンドは、バミューダに設立された法人であるスパークス・オーバーシーズ・リミテッドによって管理運用されている。スパークス・オーバーシーズ・リミテッドは、受託会社の方針及び管理のもとで、ファンドの資産の投資を行う責任を負っている。管理運用会社は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社を投資運用会社に任命している。管理運用会社であるスパークス・オーバーシーズ・リミテッドならびに受託会社及び管理事務代行会社であるHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドに対して支払われる報酬の詳細については、連結財務書類注記10に記載されている。

(10) 報酬

管理事務報酬

HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッドは、月間8,000米ドルを最低受取額として、ファンドの総資産額に対して年率0.1%の管理事務報酬を受領する権利を有する。この金額は各評価日に計上され、毎月後払いで支払われる。

2019年6月11日終了期間中の管理事務報酬は10,306,657円（2018年6月30日終了年度：10,716,576円）であり、2019年6月11日現在このうち1,326,356円（2018年6月30日：1,819,466円）が未払であった。

管理運用会社報酬

管理運用会社は、各評価日において計算されるファンドの純資産額に対して年率1.5%の報酬を、四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。管理運用会社は、トラストから受領した報酬から、投資運用会社に対する報酬を支払う責任を有する。

2019年6月11日終了期間中の管理運用会社報酬は7,927,365円（2018年6月30日終了年度：10,809,154円）であり、2019年6月11日現在このうち1,603,569円（2018年6月30日：2,616,021円）が未払であった。

実績報酬

管理運用会社はまた、毎年後払いで、各会計年度における最終評価日、または最終評価日後すみやかに実績報酬を受領する権利を有する。報酬金額は、一会計年度において、その会計年度における最終評価日の1口当りの実現価額（実績報酬の発生分やすべての端数調整を加味する前の数字）がその前の実績報酬が支払われたあらゆる年度の実績評価日に達成された1口当りの実現価額のうち、最も高い金額（実績報酬の発生分をすべて加味するが、すべての端数調整を加味する前の数字）を超えた金額の20%に当たる金額となる。また、受益証券が発行された最初の会計年度の実績報酬は、1口の公募価格である1万円に、その会計年度の実績評価日において既発行の口数を乗じた金額を超えた分の20%となる。

実績報酬の発生分は、各評価日に1口当りの純資産価格を計算して算出される。受益証券が買戻された場合、かかる受益証券に関して発生した実績報酬は、トラストから管理運用会社に対して直ちに支払われる。

2019年6月11日終了期間中の実績報酬は5,109円（2018年6月30日終了年度：20,623,716円）であり、2019年6月11日現在このうち0円（2018年6月30日：18,697,210円）が未払であった。

受託会社報酬

HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドは、年間5,000米ドルと、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに委託されている総資産額の年率0.05%、ならびに受託会社の代理人であるHSBCインスティチュショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッドに委託されている総資産額の年率0.1%に相当する保管・サービス報酬を受領する権利を有する。これらは各評価日に計上され、月間1,000米ドルを最低受取額として毎月後払いで支払われる。

2019年6月11日終了期間中の年間の保管・サービス報酬及び受託会社報酬はそれぞれ555,495円（2018年6月30日終了年度：551,665円）及び1,268,734円（2018年6月30日終了年度：1,320,351円）であり、2019年6月11日現在このうち90,527円（2018年6月30日：92,311円）及び165,794円（2018年6月30日：295,436円）がそれぞれ未払であった。さらに、HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドは、ファンドが実行した取引に対する取引取扱手数料を受領する権利を有する。

保管報酬

HSBCインスティチュショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッドは、保管サービス提供の対価として、年間3,000米ドルの保管報酬をトラストから受領する権利を有する。2019年6月11日終了期間中に発生した保管報酬は333,296円（2018年6月30日終了年度：380,915円）であり、2019年6月11日現在このうち54,347円（2018年6月30日：55,356円）が未払であった。

借株手数料

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、トラストの勘定で空売りのための有価証券を貸与することにより、借株手数料を受領する権利を有する。借株手数料は、プライム・ブローカーからの株式借入れに対する手数料として、プライム・ブローカーに支払われる報酬である。2019年6月11日終了期間中に発生した借株手数料は、5,707,947円（2018年6月30日終了年度：6,473,892円）であった。2019年6月11日及び2018年6月30日現在、未払借株手数料はなかった。

(11) 後発事象

2019年9月30日付の書面による決議に従って、単独の取締役および単独のメンバーは、2004年のBVI事業会社法（改正済）のパートXIIに準拠した自発的な清算を開始することにより、トラストの子会社を解散することを決定した。

2019年6月11日現在513,150,559円であった最終買戻金額は、2019年6月17日に全額が支払われた。2019年6月11日に終了する報告期間後に、その他の重要な事象はなかった。

V. 投資信託財産運用総括表

| | | | | | |
|-------|--------------|----------------|---------------|--------------|------------|
| 信託期間 | 投資信託当初払込日 | 1999年7月2日 | | 投資信託契約終了時の状況 | |
| | 投資信託契約終了日 | 2019年6月11日 | | 資産総額 | 527,364千円 |
| 区分 | 投資信託当初払込時 | 投資信託契約終了時 | 差引増減 | 負債総額 | 14,213千円 |
| | | | | 純資産総額 | 513,151千円 |
| 受益権口数 | 2,352,400口 | 34,236口 | -2,318,164口 | 受益権口数 | 34,236口 |
| 元本額 | 23,524,000千円 | 342,360千円 (注1) | -23,181,640千円 | 1口当り償還金 | 14,988.62円 |

毎計算期末の状況

| 計算期 | 元本額 (千円) | 純資産総額 (千円) | 1口当り 純資産価格 (円) | 1口当り分配金 | |
|------|-------------|---------------|----------------------|---------|---------|
| | | | | 金額 (円) | 分配率 (%) |
| 第1期 | 23,524,000 | 15,614,279 | 11,084 | — | — |
| 第2期 | 15,614,279 | 11,009,794 | 10,310 | — | — |
| 第3期 | 11,009,794 | 9,459,666 | 10,427 | — | — |
| 第4期 | 9,459,666 | 7,676,749 | 9,590 | — | — |
| 第5期 | 7,676,749 | 7,542,157 | 12,266 | — | — |
| 第6期 | 7,542,157 | 6,145,179 | 12,141 | — | — |
| 第7期 | 6,145,179 | 12,037,119 | 13,754 | — | — |
| 第8期 | 12,037,119 | 9,648,777 | 13,411 | — | — |
| 第9期 | 9,648,777 | 7,090,428 | 11,220 | — | — |
| 第10期 | 7,090,428 | 5,519,758 | 9,954 | — | — |
| 第11期 | 5,519,758 | 4,802,632 | 9,780 | — | — |
| 第12期 | 4,802,632 | 4,377,086 | 10,627 | — | — |
| 第13期 | 4,377,086 | 3,492,501 | 9,171 | — | — |
| 第14期 | 3,492,501 | 1,774,468 | 12,234 | — | — |
| 第15期 | 1,774,468 | 1,490,610 | 12,906 | — | — |
| 第16期 | 1,490,610 | 1,207,305 | 14,124 | — | — |
| 第17期 | 1,207,305 | 784,529 | 12,668 | — | — |
| 第18期 | 784,529 | 743,660 | 13,974 | — | — |
| 第19期 | 743,660 | 627,428 | 15,833 | — | — |
| 第20期 | 627,428 | 513,151 | 14,989 (注3) | — | — |

(注1) 当初申込期間における1口当り申込価格は、10,000円でした。投資信託契約終了時の元本額は、投資信託契約終了時の受益権口数に当初申込期間における1口当り申込価格を乗じて算出した数値を記載しています。

(注2) ファンドの受益証券は、2019年6月11日にすべて償還されました。

(注3) 1口当り償還金は、14,988.62円でした。

VI. お知らせ

ファンドは、2019年6月11日に償還いたしました。